

第 51 回 大阪市人権施策推進審議会 会議録

1 日時 令和 7 年 7 月 7 日(月) 午後 1 時 00 分～午後 3 時 00 分

2 場所 大阪市役所 7 階 市会第 6 委員会室

3 出席者

(審議会委員) (*:ウェブ会議にて出席)

・佐藤 貢	・澤田 有希子(会長代理)*	・塩中 一成
・高見 理恵	・谷井 正佳	・永井 均
・永井 広幸	・乗井 弥生(会長)	・廣岡 浄進
・藤本 光俊	・的場 かおり*	・三輪 敦子
・吉田 直哉		

(事務局(市民局))

・渡辺 市民局理事	・堀田 ダイバーシティ推進室長
・浅井 人権企画課長	・宮之前 多文化共生担当課長
・寺見 共生社会づくり支援担当課長	・吉田 人権啓発・相談センター所長
・高 人権企画課長代理	・市田 共生社会づくり支援担当課長代理
・松井 人権啓発・相談センター副所長	・永田 人権企画課担当係長

(関係所属)

・中村 こども青少年局企画部企画課長

4 議事

〔議題〕

(1) 大阪市人権行政推進計画に基づく令和 7 年度の取組み

ア 「人権の視点！100！」実行プログラムの取組み

イ 啓発事業の取組み

ウ 人権相談の取組み

(2) 人権問題に関する市民意識調査の実施について

〔報告〕

(1) 大阪市こども計画(令和 7 年度～令和 11 年度)の策定と、

こどもの権利を保障する取組の推進について

(2) 大阪市多文化共生指針に基づく行動計画

(3) 第 12 回大阪市同和問題に関する有識者会議

5 議事内容

永田 人権企画課担当係長

皆様、お待たせいたしました。定刻となりました。また、ウェブ出席委員の通信状況も確認できましたので、ただ今から第 51 回大阪市人権施策推進審議会を開会いたします。本日は、お忙しいところご出席いただきまして、ありがとうございます。私は、司会を担当いたします、市民局人権企画課の永田でございます。よろしくお願いいたします。

まずはじめに、本日の審議会についてご説明いたします。この審議会は、「大阪市人権施策推進審議会規則」及び「同、審議会運営要領」に基づき、公開といたしております。なお、本日は現在のところ、報道機関の方は入られておりません。また、情報公開を推進する観点から、本日の会議要旨、会議録は、後日、大阪市ホームページに掲載する方法での公開を予定しております。

委員の皆様からのご発言について、でございます。審議会中、ご発言される時は、挙手していただき、ご指名がありましたら、机上のマイクを使用してご発言をお願いいたします。ウェブ出席の委員は、審議会中はマイクをミュートにさせていただきますようお願いいたします。ご発言される時は、Microsoft Teams の挙手ボタンで、発言希望の旨をお知らせいただき、ご指名がありましたら、マイクをオンにしてご発言をお願いいたします。会場出席の委員一巡の後、ウェブ出席の委員をご指名と考えておりますのでよろしくお願いいたします。また音声・映像などの通信状況は事前に確認させていただきましたが、途中で通信状況に問題が生じた場合等は、画面上にあります「会話の表示」ボタンのチャットなどでお知らせくださいますようお願いいたします。

続きまして、本日の資料等をご案内いたします。お手元に、第 51 回大阪市人権施策推進審議会次第、資料一覧、配席図、委員名簿及び資料をお配りしております。資料は資料一覧のとおりでございます。議事進行の都度ご確認いただき、不足などがございましたら事務局に挙手等でお知らせください。

次に、本日ご出席の委員の皆様を、五十音順でご紹介させていただきます。

佐藤委員でございます。

ウェブ出席の澤田会長代理でございます。

塩中委員でございます。

高見委員でございます。

谷井委員でございます。

永井均委員でございます。

永井広幸委員でございます。

乗井会長でございます。

廣岡委員でございます。

藤本委員でございます。

ウェブ出席の的場委員でございます。

三輪委員でございます。

吉田委員でございます。

事務局の出席者につきましては、お手元にお配りしております配席図をもちまして、紹介とさせていただきます。それでは、事務局を代表いたしまして市民局理事の渡辺よりご挨拶を申し上げます。

渡辺 市民局理事

市民局理事の渡辺でございます。本日は大変お忙しい中、また、今日は 37 度を超えるような本当に暑い日でございますけれども、この暑い中、当審議会にご出席いただきまして誠にありがとうございます。

昨今の本市における人権を取り巻く情勢といたしましては、こどもをはじめとする社会的弱者に関する人権の問題でありますとか、インターネット上での人権侵害など、大変身近なところで様々な問題が生じておりまして、市民の関心も非常に高まっているところでございます。

本日の審議会では、大阪市人権行政推進計画に基づいて行っております、本市の各区役所、局・室での取り組み、また人権啓発・相談センターでの啓発事業、それと人権相談の取り組みについて、ご説明をさせていただきます。また、5 年に一度実施いたしております、人権問題に関する市民意識調査の概要をご説明いたしまして、ご意見をちょうだいいたしたいと考えております。

また、こどもの人権に関しましては、大阪市こども計画の策定とこどもの権利を保障する取組の推進についての、こども青少年局からのご報告に加えまして、大阪市多文化共生指針に基づく行動計画、さらに先日、書面開催いたしました第 12 回大阪市同和問題に関する有識者会議につきましての、ご報告をさせていただきたいと考えております。

委員の皆様方におかれましては、それぞれの立場から忌憚のないご意見を賜りまして、本市における今後の施策展開の検討に生かしてまいりたいと考えておりますので、何卒よろしくお願い申し上げます。以上、開催にあたりまして、ご挨拶とさせていただきます。どうぞ本日はよろしくお願い申し上げます。

永田 人権企画課担当係長

これより議事に入っておりますが、以降の進行は乗井会長にお願いしたいと存じます。それでは会長よりお願いいたします。

乗井 会長

こんにちは。それではお配りしております審議会次第に従って議事を進めてまいりたいと思います。まず最初に議題(1)の大阪市人権行政推進計画に基づく令和 7 年度の取組みの A、イ、ウについて、事務局より説明をお願いいたします。

高 人権企画課長代理

市民局人権企画課長代理の高でございます。本日はどうぞよろしくお願い申し上げます。これより着席してご説明いたします。

それでは、私から「人権の視点！100！」実行プログラムの取組みについて、ご説明させていただきます。

まず配付資料として、皆様のお手元に桜色の用紙に印刷された大阪市人権行政推進計画(概要版)のリーフレットを配付しております。本年 2 月に開催しました前回の審議会では、この柿色のものを配付しておりましたが、およそ 5 か月ほどが経過しまして、その間このように新版となりましたので、ご案内いたしますとともに、今回も前回と同様、概要版のリーフレットもご参照いただきながら説明を進めていきたいと考えております。

さて、今回、委員の皆様が改選されまして、この実行プログラムについて説明を受けられるのは、再任されました 4 名の委員を除きまして、初めてとなりますので、この実行プログラムに関して、少しご説明させていただきます。

このリーフレットの表紙にも描かれておりますとおり、人権ナビゲーションは 4 つの柱立てで構成されております。表紙をめくっていただきまして、A3 の見開きの真ん中より少し上のところに「人権行政の 2 つの道案内」とありまして、左側が「人権の視点！100！」、右側が「人権が尊重されるまち」指標の説明となっております。2 月の審議会では、右側の「人権が尊重されるまち」指標についてご説明いたしました。本日は左側の「人権の視点！100！」にかかわる取組みとなります。

この「人権の視点！100！」は、行政運営における人権尊重の視点を明らかにしたもので、「伝える」「聴く・知る」「備える」「支える」「つながる」「務める」の 6 つの観点から市民の皆様と職員にわかりやすく示したものでございまして、この概要版では、その具体例の一部をご紹介しております。「人権の視点！100！」実行プログラムは、この「人権の視点！100！」の考え方を日常業務の改善・見直しにつなげていこうとする、全庁的な取組みとなっております。

ここで資料 1-2、「人権の視点！100！」実行プログラムの取組み(概要)と題した資料をご覧ください。表紙は今しがたご説明しましたので次に移りまして、2 ページ目の「実行プログラムの流れ」から入っていくことといたします。

実行プログラムは、区役所、局・室の各所属が年度単位で策定・実行・評価・改善を繰り返しながら継続的に主体的に取り組むものとなっております。人権行政推進本部の事務局が各所属の取組みをサポートする体制を取っております。この人権施策推進審議会に対しましても、このページの図にもございますとおり、毎年、実行プログラムの取組みについて報告させていただき、審議会でもいただきましたご意見等を審議会終了の約 1 か月後に開催いたします。各所属の課長級職員で構成される人権行政推進本部幹事会議においてフィードバックをしているところでございます。

次に 3 ページ目の説明に移りたいと思います。ここで、お手元にごございます右肩に資料 1-3 「人権の視点！100！」実行プログラムの取組みと題した A3 横の両面刷り 2 枚ものの資料をご覧ください。

こちらは、市役所内の所属を大きく区役所と区役所以外の局・室の 2 つに分けまして、1、2 ページが区役所、3、4 ページが局・室の取組みとなっております。1 ページ目をご覧になっていただきまして、左から順に、令和 6 年度のプログラムの名称、取組み実績に続いて、「人権の視点！100！」にごございます 6 つの観点のうち、強化できた項目及び評価できるところ、それから、令和 7 年度のプログラム名称、取組み目標、そして強化を期待する項目について、整理したものととなっております。実行プログラムは所属単位での取組みとしておりますので、その数だけプログラムもございまして、この資料から、全体的なプログラムの傾向を見てみますと、多くの所属で

同一のプログラムを継続的に取り組んでいることがわかります。資料 1-3 だけでも相当な情報量になりますので、先ほどご覧いただきました資料 1-2 の 3 ページ目にお戻りください。この 3 ページ目は、取組みの概況として大きく区役所と局・室に分けて全体的な状況を整理したものとっております。

まず、市民サービスの第一線となる区役所では、配慮を要する方も多数来庁されますので、人権の視点からの取組みにもある程度の共通点が見られます。主な観点から申し上げますと、「聴く・知る」という観点では、接遇研修の成果を窓口等で実践するとともに、外部からの評価も受けながら市民対応力の向上を図っていくというものです。具体的には、平成 24 年度から区役所来庁者等に対する窓口サービスについて、民間の事業者による覆面調査を行っておりまして、その評価結果のフィードバックを受けて、サービスの改善につなげていくというものでございます。「伝える」の観点では、特に日本語を母語としない市民の方を対象にした「やさしい日本語」の使用による情報発信や情報端末の活用を実践している取組みも見受けられました。また、「備える」という観点では、ご高齢の方や障がいのある方、外国人など、あらゆる市民を想定した区役所庁舎内のハード・ソフト両面での環境整備を進めるといったものも相当数の区役所で取り組まれております。

このページの後半は、局・室の取組みとなります。区役所では共通した業務が多い一方で、局・室では事務分掌によりそれぞれ組織の規模や業務内容が大きく異なっておりますし、市民の皆様と接する機会が多い部署を抱える所属やそうでない所属といったように多様でございます。この図にもございますとおり、受け手の立場を意識した情報発信、個人情報保護、あるいは人権課題に対する理解促進、又は職場環境の改善といったものに大別することができるものと思っております。また、所属内でも特定の担当課ではなく、あらゆる担当課、すべての職員にとってかかわりのある取組みを実行プログラムとしていると言えます。

最後の 4 ページ目に移ります。こちらは実行プログラムの代表例として、此花区役所の取組みを例にあげてご紹介させていただきます。此花区役所では、「～すべての人が笑顔になるまちに～」に向けた拠点づくりを基本姿勢に、丁寧かつ親切な接遇と多様性を理解した対応に加え、すべての区民が快適に利用できる区役所づくりに引き続き取り組むこととしております。事務局として着目しましたのは、令和 6 年度の行動実績のところに、庁舎内のハード面の改善として、1 階記載台の文具の安全収納や待合スペースの椅子の向きの改善を行ったという報告があり、また、令和 7 年度の行動目標として、「多目的トイレに大人用オムツ替えベッドの導入を検討する」ということが掲げられているところです。この実行プログラムは、予算が措置されているわけでもなく、各所属に特別に労力や時間をかけることを求めるような取組みとはいたしておりません。そういったなかでも、此花区役所の取組みは、一見小さいもののように見えるかもしれませんが、むしろ「こういったことも人権尊重につながるんだ」という気づきを与えるとともに、あらゆる身近な業務においても人権の視点をもって取り組むことが重要であることを示しており、その考え方や工夫の内容は他の所属においても参考にできるとおりましたので、取組みの代表例にあげさせていただきます。

これまで各所属における「人権の視点！100！」実行プログラムの取組みの概要についてご説明してまいりました。最後に、事務局といたしましては、この「人権の視点！100！」実行プログラムについて、各所属における推進体制の担当者を対象とした説明会の実施や取組み事例の

共有などを通じまして、本市のすべての事務事業の中に人権尊重の視点を根付かせることができるよう引き続き支援してまいりたいと考えております。本件に関しまして、私からの説明は以上でございます。

吉田 人権啓発・相談センター所長

引き続きまして、人権啓発・相談センター所長の吉田でございます。よろしくお願いいたします。

それでは、議題(1)イの「啓発事業の取組み」、およびウの「人権相談の取組み」を一括して説明申し上げます。時間の関係もございますので、要点を絞った説明となりますが、ご容赦賜りますようよろしくお願いいたします。それでは着座にて説明させていただきます。

まず、資料 2-1 の「大阪市人権啓発・相談センターにおける啓発事業の取組みについて」をご覧ください。

一つ目の「地域密着型市民啓発事業」ですが、地域に根ざした人権啓発の担い手としてご活動いただいております人権啓発推進員の方々を対象とした研修事業で、人材の育成を図るものがございます。5 月末現在でございますが、671 名の方々に市長委嘱しているところでございます。

令和 7 年度の人権啓発推進員の育成事業でございますが、資料の表をご覧ください。新たに推進員となった方々に基礎的な人権知識や傾聴・会話方法を習得していただく「新任研修」をはじめ、「情報共有研修」、「全体研修」、次ページになりますが「リーダー養成研修」を実施しているところでございます。このうちの「新任研修」につきましては 6 月からすでに開始しているところでございますが、その他の研修につきましても、順次、事業内容の記載に沿ったものとして実施していく予定となっております。

次に 3 ページの「市民啓発広報事業」の「啓発用 DVD による人権啓発」でございますが、利用者アンケートや各区からのご意見、時宜を勘案しながら「こども向けの DVD」や「LGBT」「ハラスメント」など様々な人権課題に関するジャンルの DVD を購入し、貸出を行っているところでございます。保有してございます 327 作品の内訳や令和 6 年度の購入・貸出実績につきましては、資料をご参照くださいますようお願いいたします。

次に、資料 4 ページになりますが、「大阪市人権だよりの発行」でございます。様々な人権課題や地域レベルでの啓発の取組みを掲載させていただきまして、誌面内容の充実を図るとともにホームページでデジタルブック形式を取り入れ掲載するなど、読者層のすそ野を広げるよう取り組んでまいります。6 月の 59 号は「カスタマーハラスメント」を題材に発行させていただいたほか、今月 7 月には小学生の高学年児童に対しまして、「インターネットの使い方について考えてみましょう！」として発行し、インターネット上のトラブルに巻き込まれないために、またインターネットの使い方が自分や他人にどのような影響をあたえるのかなどを学んでいただく内容といたしました。引き続き様々な人権問題や啓発事業に関する情報発信を行ってまいります。

次に「人権啓発広報用動画作成事業」でございますが、国からの委託で「外国人」「障がいのある人」「性的指向・性自認」の 3 つの人権課題に絞って理解を深めるものとして実施してまいりましたが、今年度は「インターネット」をテーマとして動画を作成する予定となっております。

次の 6 ページの「参加・参画型事業」でございますけれども、市民が主体的に人権を学ぶ機会を提供することを目的としてございます。最初に「人権に関する作品募集事業」でございますが、人権に関するキャッチコピーを募集して、優秀作品を表彰するとともに、人権啓発の広報印刷物等に活用し、人権啓発事業に活用してまいります。より多くの方々にご応募いただけるように、教育委員会事務局と連携するとともに、ホームページや本市施設、JR や Osaka Metro 等へポスター掲示を行い現在実施しているところでございます。

次に、7 ページの「人権の花運動」、8 ページの「Jリーグセレッソ大阪との連携・協力事業」でございますけれども、両事業とも本市、法務局、大阪第一人権擁護委員協議会等で構成する「人権啓発活動大阪地域ネットワーク協議会」の連携事業といたしまして、全国一斉に国の基本方針に沿って実施されているものでございます。実施時期、事業内容等については、資料をご参照くださいますようお願いいたします。

次に、9 ページになります。「企業啓発推進事業」でございますが、市内の企業や事業者等における人権啓発や人権研修への支援を行う事業となっております。より効果的な研修内容となるようなテーマ設定や講師選定を行いまして、参加者の拡大に繋げるものとしていたるところでございます。内容が未定のものもございまして、「同和問題」や「ハラスメント」また、「ビジネスと人権」など今日的な人権課題を踏まえて研修を実施してまいります。

次の「人権啓発事業効果検証」でございますが、人権の専門家によりセンター事業の検証を行っていただきまして、PDCA サイクルを回し、効果的、効率的な事業展開を図るものとしております。個々のご意見は紹介いたしませんけれども、啓発や相談事業に係るさまざまなご意見をいただいております、ご意見を十分に念頭に置いた事業実施をしてまいりたいと考えているところでございます。

続きまして資料 2-2 につきましては、各区役所において、憲法週間や人権週間、「はたちの集い」等で実施予定の啓発事業を掲載しているところでございます。事業の内容説明はいたしませんけれども、ご参考にご覧いただきますようお願いいたします。

続きまして、資料 3 の大阪市人権啓発・相談センターにおける人権相談の取組みの資料をご参照ください。

1 番といたしまして、人権啓発・相談センターでの人権相談について、でございますけれども、本事業は事業を委託し実施しております、「(1)相談体制」「(2)相談時間」「(3)相談方法」については資料に記載のとおりとなっております、電話でのご相談が大半となっているところでございます。

大きな 2 番の令和 7 年度における取組みについての(1)の人権相談窓口の認知度向上に向けた取組みでございますが、現状と課題といたしまして、人権啓発・相談センターの認知度や有用性、認知経路を記載しておりますので、ご参照いただきますようお願いいたします。また、次ページの今後の取組みのアからキに記載のとおり、人権啓発・相談センターを知っていただくために、周知用のポスターやカード、うちの作成等をはじめ、市民の方々に窓口を知っていただくため様々な取組みを行っているところでございます。

(2)の満足度向上に向けた取組みといたしましては、ご相談いただいた方にアンケートを記入していただきまして、高い評価をいただいているところでございます。

(3)の区役所における人権相談機能の充実に向けた継続的な取り組みといたしましては、区役所の人権相談担当者へのケーススタディでの事例研究やスキルアップを図るための研修会、新任の人権担当者向けの研修会を実施しているところでございまして、知識のすみやかな習得につながるように支援を行ってまいります。

(4)の専門相談機関等とのネットワークの充実に向けた取り組みといたしましては、「こども」や「女性」「障がいのある方」など、様々な人権相談機関と連携や共有を行う連絡会の開催、また多くのNPO団体等との連携拡充を図っていることをお示したものとさせていただきます。

3 ページ、「3 令和6年度における相談実績について」でございますけれども、(1)の相談件数、(2)の課題別相談内容でございますが、内容につきましてはご覧のとおりとなっております。相談件数は若干でございますが減少しているものの、引き続き「障がい者」や「生活」、「近隣」として騒音や人間関係に関する多くの相談が寄せられているところでございます。

4 ページ、「4 インターネット上の誹謗中傷などに関する相談支援について」でございますけれども、インターネット上の人権侵害について、令和5年6月から相談内容により弁護士の相談を受けていただけるよう開始したものでございます。昨年度は弁護士に引き継ぐ案件はございませんでしたが、相談内容に応じて、適切に弁護士相談を受けていただけるよう引き続き努めてまいりたいと考えているところでございます。

人権啓発・相談センターからは以上でございます。よろしくお願いいたします。

乗井 会長

ありがとうございます。ただいま事務局から説明がございました議題(1)のA、イ、ウにつきまして、ご意見をお伺いしたいと思っております。どの議題についてのご発言かをまず明らかにしていただいて、ご意見を言っていただければと思います。皆さん、いかがでしょうか。

廣岡委員どうぞ。

廣岡 委員

すいません、廣岡です。ご説明いただいた話からは外れるんですけども、前回、大阪市港湾局の職員の差別発言事件がここで議論になったわけですが、そこで職員研修をどういうふうに進めていくかで、その中で私からも他の委員からも、市の多分その人事課か人事局かみたいところで、一方でいろんな職員研修をやっていて、そこへ割り込むような形で人権に関わる研修が入っていくというところで、非常に担当課としては、やりにくさも持っているみたいな話もありましたが、だから市の全体の職員研修の中でこういうものをきちんと埋め込んで位置付けていくってということが必要だっていう議論がその時に確か出ていたと思うんですね。

今日それぞれの区役所とか担当課だとかでこういう取り組みをしていますと、これまで毎年毎年いただいておりますけども、これがどういう関係にあるか、ないかっていうか、そこはもう切れたところで動いてきているのかどうかというところを、要するにその、市役所全体で人権意識向上していくことが大事だという問題意識を前に伺ったと思うんですけども、そのことと関わってお伺いしたいと思います。以上です。

乗井 会長

今のでいうと、議題(1)のイに関わるということになってきますか。

廣岡 委員

はい。

乗井 会長

じゃあ、吉田所長。

吉田 人権啓発・相談センター所長

今、廣岡委員からいただきました、前回の大阪港湾局の差別発言事象を受けて、まず職員研修、今おっしゃっていたのは、技能職員に向けた主任研修の中で、通常は昇任時に行う研修の中に、人権課題を取り入れてといたしますか、そのプログラムの一つとして、人権問題についてのプログラムを入れてきた、その辺のいろいろ調整が大変ということはもちろんその通りなんですけども、この間それ以外の研修につきましても、前回の審議会でもお話をさせていただきましたけども、まず人権問題については管理者層研修と、指導者研修、それとあと全職員に向けたe-ラーニング研修というのを実施させていただいております、この間、当審議会からも様々なご意見をいただいたりとか、後程また説明させていただきますけども、同和問題の有識者会議なり、たくさんのご意見をちょうだいしました。もちろんその後いただいたご意見も十分に参考にさせていただいて、できるものは令和6年度から実施させていただきましたし、今年度につきましても、昨年度からの宿題といたしますか、人権のいろんな人権課題について学んでいくことも大切ですけども、人権全般について、「人権の概念」について学んでいくことも大切だというふうなことでご意見を当審議会にいただいたと認識しておりますので、令和7年度の研修については、人権課題の中の一つとして、「人権の概念」というのを入れて、同和問題と同じように、全職員を対象として必須課題として、研修を受講させていくよう考えているところです。

また、これも前回の審議会でご意見をいただいたと思うんですけども、職員自身が自ら行動できる職員をめざすという、アクティブ・バイスタンダーということで、そういう職員を育成することが大事だご意見もいただいたところですので、今年度につきましても、アクティブ・バイスタンダーを取り入れて、職員の育成を念頭に置いた研修事業となるように今現在、検討をさせていただいてるところでございます。

答えになっていますでしょうか、よろしく申し上げます。

廣岡 委員

はい。ありがとうございます。なかなかすぐ一対一で効果が観測できるというものでないというのはわかっておりますので、そういった取組みがこのいろんな、区役所とか、課から上がってくるのが、底上げにつながることを期待しております。以上です。

吉田 人権啓発・相談センター所長

はい。ありがとうございます。

乗井 会長

はい。ありがとうございました。時間の関係もありますので先に進めさせていただきたいと思
います。今の委員の意見も踏まえて事務局において、施策を進めていただければと思います。

続きまして、議題の(2)「人権問題に関する市民意識調査の実施について」を事務局より説明
をお願いしたいと思います。よろしくお願いします。

浅井 人権企画課長

人権企画課長の浅井でございます。それでは人権問題に関する市民意識調査の実施について
私のほうから、資料 4-1 に沿ってご説明させていただきます。

人権問題に関する市民意識調査、こちらは 5 年ごとに実施しているものでございまして、目
的といたしましては、市民の人権意識の変化、そして動向を経年で把握することにより、本市の
今後の人権教育や啓発等、人権施策の効果的な取組みのための基礎資料とすることを目的とし
て実施しているものでございます。調査対象につきましては、市内居住の満 18 歳以上の市民
2,000 人といたしまして、住民基本台帳から無作為に抽出をいたします。調査方法ですけれど
も、抽出しました 2,000 人の方に宛てて、紙の調査票を郵送いたしまして、調査票に直接回答
を書き込んで、そのまま郵送で返送していただくこととしております。

また、今回から、調査票にリンク先を印刷しまして、オンラインでの回答もできるようにしてい
きたいと考えております。オンラインの回答との併用は今回から回収率の向上策として導入して
いきたいと考えているものでございます。前回、5 年前の調査では、2,000 人に調査票を郵送
しまして、726 人の方から返送がございました。回収率としては 36.3%となっております。

次にスケジュールでございしますが、まずこの夏から秋にかけて、設問の項目を検討してまいり
ます。検討にあたりましては、本日、審議会の皆様からご意見をちょうだいいたしまして、それを
踏まえまして、別途、有識者の実施検討会議を開催してまいりたいと考えております。この検討
会議のメンバーですけれども、点線で囲わせてもらっている部分ですが、統計学の手法にも精
通した社会調査の専門の方や、人権問題に精通する学識経験者の方 3 名で構成させていただき
ます。10 月中には、設問の項目、調査票の構成の確定をしていきます。それで 2,000 人の方に
実際に調査票を郵送しますが、12 月上旬頃を予定してございます。

回収は 1 月、年明けぐらいを目処に回収していきたいと考えておりまして、今年度は、回答の
単純集計までを実施したいと思っております。次の年度、令和 8 年度には、検討会議のメンバ
ーの方に、詳細な、いろいろクロス集計なんかも用いまして詳細な分析をしていただくこととし
ております。詳細分析ということをしていきますので、設問の設定の段階から有識者の方に入っ
ていただくという形をとってございます。ちなみにこれまでの意識調査のときにもこういった同じ
ようなやり方で実施させていただいております。

次に、裏面のほうを見ていただけますでしょうか。今日は皆様にご意見をいただく前提としま
して、基本的な考え方、設問の方向性として 4 点お示しさせていただいております。

まず 1 点目に、市民意識の動向と変化というのを経年で把握することがこの本市の調査の主
な目的でございますので、基本的には前回の質問項目を基本として調査したい、実施したいと
考えております。特に大阪市の人権行政推進計画の基本指標としております項目に関する質問、
例えば、「大阪市は市民一人ひとりの人権が尊重されているまちである」と思うか、といったよう

な質問がいくつかございますけども、こういった基本指標にしている質問については基本的には経年をとるため、同じような聞き方をしていく必要があるかと思っております。

2点目ですけれども、とはいうものの近年社会情勢というのは刻々と変化している中で、新たに聞くべき質問項目があるのかどうかということも検討する必要があると考えております。

次に3点目ですけれども、逆に、例えばこれまでの調査で、一定の傾向が把握できたものなど、設問を廃止してもいいかどうか、廃止してもいい質問があるかどうかということも検討する必要があると考えております。

最後に4点目ですけれども、こういったことを踏まえつつ、回答者の負担軽減による回収率の向上というところを意識した調査票を設計する必要があると考えてございます。

資料4-2に、前回の調査票を参考につけさせていただいておりますけども、枝番も入れますと、かなりの分量になってございます。やっぱりこの回収率をある程度確保したいと思っておりますので、全体の設問の数っていうのも、結構重要になってくるかなと思っておりますので、これも聞きたい、あれも聞きたいっていうのは出てきてるんですけども、そこはちょっと取捨選択しながら考えていく必要があるかなというふうに思っております。

今日は皆様に特にご意見をいただきたい点としまして、今の4点のうちの2点、上から2目なんですけれども、まず近年の社会情勢等を踏まえて、新たな設問の設定など、反映すべき事項があるかどうかということにつきまして、皆様それぞれの専門の知見も踏まえて、ご意見をいただけたらというふうに思っております。もう1点が、最後の4点目なんですけれども、回答者の視点に立って、調査票の構成をするための留意点ということにつきまして、こちらは専門の知見ということだけじゃなくても、一般の市民の目線でもご意見をいただければありがたいなというふうに思っております。

以上、ちょっと簡単な概要の説明になりましたけれども、どうぞご意見のほうよろしく願いいたします。

乗井 会長

はい。ありがとうございました。今ご説明がありましたように、この調査というのは5年ごとにされるということで、今年がその年に当たっているんですね。で、有識者による実施検討会議で決めるんですけども、皆様のご意見をということで、特にご意見をいただきたい点ということで、2点挙げられてまして、近年の社会情勢等を踏まえて新たな設問の設定など反映すべき事項の有無、それと回答者の視点に立った調査票の構成とするための留意点ということで、ご意見を広くいろんな方からいただきたいということだと思います。この点いかがでしょう。

私、会長なんですけど、ざっと読んでいまして、質問項目のところでも新型コロナウイルス感染症に関する人権問題っていうものが挙がっていてですね、これ多分5年前はすごく重要だったと思うんですけど、5類に変わったということもあって、これはいつまでするのかとか、単純ですけども思ったりしてまして。皆さんざっとご覧いただいて素朴な意見でもいいかなと思いますので、ご意見いかがでしょうか。

はい、どうぞ、三輪委員。

三輪 委員

ありがとうございます。丁寧な調査票をお作りくださってありがとうございます。問 2 ですが、「1 から 20 の人権について関心がありますか」という設問ですけど、この設問への答えをどのように大阪市の施策として反映していくことになるのかがあまりよく見えないんですね。例えば、人権の問題というのは、想像してもらえと思うのですが、マジョリティの人にはあまり関係がない場合が多いです。深刻であればあるほど、そういう傾向が強くなると思います。一方で、政府が重要と考えている人権問題は、いろんな方法で啓発がおこなわれたりポスターとかも作られたりしますので、一定、関心も高くなると思います。

例えばですが、この中の「18」の北朝鮮当局による拉致問題ですね。これに関する答えが出てきたとして、また「16」の刑を終えて出所した人の人権、あるいはヘイトスピーチといった設問への答えですね、これらに対し、答えを得たとして、その答えをどのように大阪市が人権施策として反映させていくのかがあっていうことがあまりよく見えません。つまり、その時その時のいろんな動向によって、「18」への関心はすごく上がるかもしれないのですが、一方「16」や「7」というのは、そんなに上がらないかもしれません。ですが、だからといってこれらが重要ではないとは言えないと思いますので、そのあたりはご検討いただくべきかと思いながら拝見しておりました。

乗井 会長

広く意見を求めたほうが良いと思いますので、一問一答ではなくて他にご意見とかがあればまとめてご意見いただければと思うんですけど、いかがでしょうか。どうぞ、高見委員。

高見 委員

はい、すいません。私もですね、本当に今お 2 人の委員が言われたところと同じところが気になってまして、まず問 2 のところですね。この問 2 のところで、広く聞かないといけないんだろっていうのはわかるんですけども、この項目が結構バラバラで、一体この結果に基づいてどうするのかがわからないので、何とも言えないなというところが正直なところでして、この結果で関心があるのが多いものを取り上げたいのか、少ないものを取り上げるのか、調査する前って大体あらかじめこういうことを聞き出したっていう大阪市としての考えがあるかと思うんですけど、その辺りがちょっとわからないので、非常に意見も言いにくいなというのを感じました。

で、細かいところで言うと、先ほどのコロナウイルス感染症の 13 番とか、12 と 13 あたりは、何かまとめてもよさそうな項目になるのかなというのを感じました。はい、以上です。

乗井 会長

どうぞ。

浅井 人権企画課長

ご意見ありがとうございます。この意識調査なんですけれども、本市の人権が尊重されるまちづくりをめざしてってところの進め方の一つとして市民の方に参画いただいて一緒に作り上げていこうというのがベースにございます。そういった中で、市民の方の、広く人権意識、ベースになってくるその人権尊重の意識ですとか、どういった人権の部分に関心があるのか、そ

った大きな傾向というところを経年でとらえていきたいというのが、まず基礎資料というところで思っております。ですので、個別具体的な個々の課題に対して直接的に施策の立案とかに反映させるというよりも、大きな意識の傾向を見ていこうというところがねらいでございます。

これから設問の設定っていうのを検討してまいりますので、今日いただいたご意見っていうのはそのまま検討の会議にお伝えしまして、私どもと一緒に検討していきたいなというふうに考えてございます。

堀田 ダイバーシティ推進室長

ダイバーシティ推進室長の堀田でございます。今の説明にちょっとだけ補足させていただきます。

先ほど課長が申し上げたように、今後我々、人権啓発、人権尊重の社会をつくっていくのには、市民との協働、それを基本に考えております。パートナーとして考えるときの市民の皆様がどこにあるのか、非常に関心が多い人がいればパートナーになる相手を見つけやすい。一方、それについて興味関心がない人のほうが圧倒的に多ければ一緒にやっていきましょうというよりも前に、こういった問題があるんだよということを知ってもらう、そこからが始まり。そういったところの差というところもこの中で見ていくということをしております。

また、それぞれの施策のところ、担当課があるところには、この推進本部を通じてこの内容もフィードバックし、どういった啓発、教育、そういったそれ以外の取組みも含めて進めていくのを見ていこうと思っておりますので、また具体的にどのように活用できるかということも、先ほどいただきましたご意見を踏まえまして、また施策担当課のほうにもフィードバックしていきたいと思っております。貴重なご意見ありがとうございました。

乗井 会長

はい、ありがとうございます。まだ時間はあります。どなたかご意見ありませんでしょうか。どうぞ。

塩中 委員

はい、ありがとうございます。18歳以上の方2,000名の方にランダムに質問されているということでした。年齢差であったり、例えば80歳代の方だったらご存じの人権問題等ですが、二十歳(はたち)の方々であればそのような言葉も知らないような人権問題等もあると感じました。ハンセン病に関しては大方解決に向けて進んでいるという社会事情もあります。さらにどう思いますかと質問で聞かれると、やっぱり時代の流れっていうのがある中で、こういったことに関してどう思われますかって言われると、「昔、そういえばおじいちゃんがそういうふうな話をしていたな」、「自分も大切だと思う」、「まさにそうは思わない」とかっていうような形では答えられるんでしょうけれども、80歳代の方と二十歳の方の世代間の違いの中でのものをどのように反映されるのかなと感じました。

また、二十歳の人には自分たちは人権問題等はもう終わってると思ってるのに何かまた調べて、こういうことがあるんだ、例えば、同和問題って今までは言われなかったのに、「あなたは同

和地区の出身ですか」みたいな話に進むとかっていうような危険性もあるのかなあと感じたので、その辺ちょっと聞きたいなと思ってました。以上です。

浅井 人権企画課長

ありがとうございます。年代別での答えの違いっていうところも、翌年度の分析の中でいろいろ属性とのクロス集計なんかもしまして、専門の有識者に分析をしていただいて、そこから見えてきたところを施策の参考としていきたいなというふうに考えております。同和問題に関しましても、これまでの調査の中で、まだやはり忌避意識っていうところがまだ残っているということも明らかになっておりますので、本市としましては引き続きその辺りの理解促進ということは、きちんとやっていかないといけない重要な課題の一つだということで考えてございます。

乗井 会長

この会場に参加の方で、この議題についてご意見はないでしょうか。はい。

廣岡 委員

すいません廣岡です。前回の調査の分析のものを昨日急いで読んだりしたんですけれども、前回の調査結果の回答の中でも、同和問題に関する設問の比重が大きいことの違和感の表明というのは回答者の中にはあるわけですが、そもそもこの調査そのものが同和問題に関する市民意識調査から出発して、そこから取り組む課題を広げてきたという調査の経緯もありますし、先ほど浅井課長から回答もありましたけれども、見えにくくなっているからというわけではなくて、普段見えにくくなっているものをどういう形でこういう調査の中で市民の意識状況をつかまえていくのかということも一つ課題だというふうに考えています。

マイクを持たせてもらったついででお伺いしたいんですが、ここで必ず答えてもらう必要はないと思いますけれども、回答率が下がってきているってことで、オンラインで回答もできるようにするって話が一点ありましたが、例えば 2,000 のところを 3,000 にすれば回答率が下がっても回収できる数は増えるわけですが、そういった議論ってというのはないのでしょうか。

浅井 人権企画課長

ありがとうございます。そもそもどれだけの方に調査票を送付したらいいかというところなんですけども、このあたりすいません、予算の関係とかもございまして、あと、統計学的に申しましたら、母集団、今回この調査で言いましたら大阪市民約 280 万人という中で、サンプル調査になりますので、どれぐらいサンプルが集まればいいのかということではございます、この大阪市のパターンに当てはめると、大体 400 ぐらい集まれば、誤差が 5%以内に収まってくるってというような、そういったことになってございまして、それでいきますと前回の調査、36%ぐらいの回収率で 700 人強集まっておりますので、統計学的に言えばサンプル数を確保できるのかなというふうに思っております。

ただプラスで、ちょっと書いてなかったんですけども、期間中、1 か月ちょっとぐらい取ろうと思うんですけども、その間に、なんていうんですか、催促っていうとあれなんですけども、2 回ほ

ど、「まだの方はよろしく願います」というようなはがきを送らせていただくことも考えてございますので、そういった形で進めたいと思っております。

乗井 会長

はい、ありがとうございます。先ほど吉田委員が挙手されたのでどうぞ。

吉田 委員

よろしく願いいたします。吉田です。やはり第一印象としては非常に高負荷な調査だなと。一言で言うと、面倒くさい調査だなと感じる方が多いのではないかなと思います。逆に言えば丁寧な聞き方をしてるってことなんですけども、実際に最後まで回答、前回回答された 36%が極めて人権意識の高い人が最後まで回答してくれているということだと思うので、多分市民意識からはかなり乖離した数字が出てしまっているのではないかなということが、すぐ個人的には懸念されます。

なので、設問自体を減らすことも整理することもそうですし、それぞれの項目の数も、やはり整理する、丁寧に腑分けしていく方向性よりは、やはり整理して実際の意識に近い数字をめざしていくって方向性のほうがいいのではないかなと個人的には感じました。

あともう一つなんですけども、先ほどの人権の取組み、各区役所でやられていることにもありましたが、やさしい日本語、フレンドリーな日本語というのがあって、結構これはアンフレンドリーだなんて感じるんですよね。なので、例えば外国の方がこれ見てどうだろうかっていうのは、やはり外国の方にやさしい日本語っていうのは日本人にもやさしい日本語なので、そこは有識者の、これ作るときにも有識者の会議の方が入られるんですかね、なので、その時にご検討をいただけたらなというふうに思います。

あとは、個人的に気になったのは、例えば前回の調査の 3 ページ 4 ページのあたりを見ますと、用語解説みたいなのが出てるんですね。同和問題とは何か、LGBT とは何かみたいな用語解説が出てるんですけども、これを知って回答するっていうことの意味みたいなものをやっぱり再検討したほうがいいんじゃないかと。

なので、例えばこれを見て、「知り合いの〇〇さんって、あれって LGBT っていうんだ」と思って回答する人もいるし、「知り合いの〇〇さんは LGBT ではない」と思っている人は、LGBT の問題を自分ごとではないと思って回答しますよね。どちらかという、この調査の中で初めてある言葉を知って、「自分が接したなにかの事例というのが、それぞれここに該当したんだ」ということに気づいて知ってもらうことには、この市民意識調査としての役割はないような気がするんですね。なので、もう言葉なくて、例えば同和問題って何か知らないとか、LGBT なんて聞いたこともないっていう人はもうその前提で書いてもらえればいい。だから、「LGBT について関心がありますか」とっていったら、LGBT って何だろうって調べるのではなくて、もうわかんないって回答してもらったほうが、実際の数値には近いのではないかなと思います。

この調査の中の丁寧な用語解説、説明は、「小さな親切、大きなお世話」、いっそ無い方が良いものになってるんじゃないかなっていう気持ちがありますので、ちょっと構成について検討いただけたらと思います。今、ご回答いただく必要ありません。

乗井 会長

はい。ありがとうございました。いろいろご意見が出てますが、オンラインで参加のお二方、もし何かご意見があればと思いますが、よろしいですか。いかがでしょう。よろしいですかね。

はい。何かご説明か何かありますか。よろしいですか。

浅井 人権企画課長

本当に貴重なご意見ありがとうございました。今、吉田委員おっしゃっていただきましたように、これ、本当に市民の実態を把握したい、意識の傾向を把握したいということですので非常に貴重なご意見とっております。また、今日いただいたご意見はすべて検討の会議にそのままお伝えさせていただきまして私どもも一緒に検討していきたいと思っております。

乗井 会長

はい。ありがとうございます。他にご意見がなければ、ありますか。はい。どうぞ。

廣岡 委員

たびたびマイク握らせてもらってすみません。廣岡ですが、問 5 なんですけどね 7 ページの、僕も授業でこういった設問、「大阪市ではこうなんだよ」とか、「尼崎市でこうなんだよ」とか紹介したりするんですけども、自治体によってその調査によっては、これは本人と、自分のこども、孫のときどうなのかみたいに切り分けて 2 つ質問しているものがあるって、そうすると自分のことであればそんなの割に気にしないけれども、こども、孫になるとこれ気になるっていう数字が増えるみたいな、そういう調査結果は出てきたりしています。

先ほど吉田委員から、できるだけ質問の数は減らしてシンプルにしたほうがいいんだっていうご発言もあったので、増やせともなかなか言いにくいんですけども、もちろん有識者の設問を考える側では議論されてるんだと思いますけれども、ちょっと気になったというか、そうしてもいいんじゃないかという気持ちもありますということだけはお伝えをしておきます。はい。以上です。

乗井 会長

はい。ありがとうございました。じゃあこの議題はこのあたりでということで、次に進めさせていただきます。

続きましてですが、報告(1)の大阪市こども計画の策定と、こどもの権利を保障する取組の推進について、ご報告をお願いしたいと思います。

中村 こども青少年局企画課長

こども青少年局企画部企画課長の中村と申します。よろしくお願いたします。私からは、「大阪市こども計画の策定と、こどもの権利を保障する取組の推進について」、資料の 5 ですかね、に沿ってご説明させていただきます。着座にて失礼いたします。

それでは、資料の 1 ページをご覧ください。まず、大阪市こども計画の背景と趣旨についてでございます。上段の上から 7 行目あたりのところでございますが、本市ではこの間、「大阪市こ

ども・子育て支援計画」というものを策定いたしまして、包括的な視野から総合的なこども・青少年や子育て支援に関する施策を推進してまいりました。令和 5 年には、こども施策を社会全体で総合的かつ強力に推進していくための包括的な国の法である「こども基本法」と、その基本的な方針等を定めた「こども大綱」が閣議決定されております。この「こども基本法」第 10 条におきまして、市町村は、国の「こども大綱」および「都道府県こども計画」を勘案して「市町村こども計画」を策定するという努力義務が課せられておりまして、本市としましても、記載の 4 つの法律に基づく計画を一体のものとして「大阪市こども計画」を、令和 7 年 3 月の時点で策定させていただきました。計画期間は、令和 7 年 4 月 1 日から、令和 12 年 3 月 31 日までの 5 年間としております。計画の対象は、すべてのこども・若者と子育て当事者を対象としております。

次の 2 ページをご覧ください。計画の基本的な考え方といたしまして、計画の基本理念や計画がめざす「大阪市のまち像」を記載しております。基本理念につきましては、「こども・若者の笑顔と個性が輝き、子育てに喜びを感じるまち・大阪へ」といたしまして、次代の大阪を担うすべてのこども・若者が、心身の状況、置かれている環境等にかかわらず、ひとしくその権利の擁護が図られ、安全で安心な環境の中で、生きる力をはぐくみながらともに育ち合い、個性や創造性を発揮し、いきいきと自立できる社会、こどもを生み、育てることに安心と喜びを感じることでできる社会を、市民、団体、企業等と協働し、社会全体で実現することにより、誰一人取り残すことなく、すべてのこども・若者が身体的・精神的・社会的に将来にわたって幸せな状態(ウェルビーイング)で生活を送ることができる「こどもまんなか社会」の実現につなげていくということにしております。

下段は計画がめざす「大阪市のまち像」、これは 10 年から 20 年後の最終的にめざすまちの状態を示したというそういう形になっておりますが、記載のとおり 3 つの柱立てとしております。

次のページ、3 ページのほうをご覧ください。本計画の策定および推進にあたりまして、8 つの重視する視点を記載しております。これまでの、先程申し上げたこども・子育て支援計画のときにも重視する視点というのは設定してまいりましたが、今回そこにある 3 つ目、「こどもがひとしく健やかに、幸せな状態で成長することを重視します」という視点を今回新たに追加いたしました。こどもの現在と将来が、生まれ育った環境によって左右されることなく、こどもがひとしく健やかに、幸せな状態で成長することを重視するというのを、改めて示させていただいております。

次のページをご覧ください。計画の 5 つの基本方向についてご説明いたします。こどもは、乳幼児期から学童期・思春期、青年期というライフステージを通じて成長していくことになっておりますので、ライフステージに応じて切れ目なく対応し、支援する、という考え方のもと、全体の構成を行っております。本計画が、すべてのこども・若者と子育て当事者を対象と規定していますことから、基本方向につきましては、基本方向 1 がこどもの誕生前から乳幼児期まで、基本方向 2 が学童期・思春期、6 歳から 18 歳未満まで、基本方向 3 が青年期、18 歳からおおむね 30 歳未満としまして、基本方向 4 は、すべてのライフステージに関わるテーマ、例えば児童虐待でありますとか貧困対策、また外国につながるこどもの支援であったり、ヤングケアラー等をこちらでまとめております。基本方向 5 は、子育て当事者への支援という形になっております。こちらの基本方向 4、すべてのライフステージを通して縦断的に取り組んでいくという支援策、この中に、「こどもの権利を保障する取組の推進について」というテーマを位置付けさせてもらっ

ております。本計画は、すべてのこども・若者がひとしくその権利の擁護が図られるということ
を基本理念としておりますので、広くこども・若者の権利を保障するという観点で位置付けた項
目となっております。

5 ページのほうをご覧ください。こどもの権利を保障する取組の推進につきまして、具体的な
施策の事例をここでご紹介させていただきます。まず、「こども・若者の声」につきましては、大阪
市内在住のこどもや若者から、本市の「こども施策」について、思っていること、感じていること
など、さまざまな声を募集しております。令和 5 年 8 月から受付を開始いたしまして、これまで
に 117 件の声をいただいたところでございます。これにつきましては、一件一件お返事をする
という取り扱いではなくて、いただいたご意見を総括しまして、お答えをホームページで公表し
ておる形になっております。

次に、「こども・若者に関わる施策検討におけるこども・若者の参画及び意見聴取の取組」につ
きましては、こども基本法第 11 条の理念、こちらにつきましては、「国及び地方公共団体は、こ
ども施策を策定するに当たっては、こども又はこどもを養育する者等の意見を反映させるため
に必要な措置を講ずる」という規定となっております。そういう趣旨に基づきまして、現在こど
も青少年局が所管する審議会でございます、「大阪市こども・子育て支援会議」にこども・若者委
員を現在 2 名委嘱させていただいております。お二方とも大学生の方でいらっしゃいます。また、
もう一つの当局の審議会であります「児童福祉審議会」につきましても、条例改正を行わせてい
ただきまして、定員増を行っておりますので、今後こども・若者委員の委嘱を行っていく予定と
なっております。

次に、社会的養護と一時保護所で生活するこどもの権利擁護の推進についてです。こちらに
つきましては、令和 6 年 4 月 1 日施行の改正児童福祉法によりまして、児童相談所長が行う措
置等の決定時に、こどもの意見聴取等を行うということが義務化されたことに伴って制度化さ
れたものです。施設等で生活しているこどもに対して、そのこどもの日常生活に関することであ
ったり、措置等につきまして、こどもが十分に理解できるように説明して、またこどもの意見を
聴きながら、意向を十分に尊重した上で、こどもの最善の利益につながる決定をする。また、こ
ども自らの意思、意見を表明する機会を保障して、こどもの意見形成・意見表明等を支援する
というものでございます。これにつきましては、児童福祉審議会の中に「こどもの権利擁護部会」と
いうものを設置いたしまして、児童本人や施設等からの意見聴取を行っておるところです。また、
こどもの権利擁護環境整備事業といたしまして、こどものアドボカシーといいまして、意見や権
利の代弁の専門性を有する意見表明等支援員という方に、施設等に一時保護、又は措置されて
いるこどもを定期的に訪問していただきまして、そこで意見表明等を支援し、関係機関等に対し
て代弁等を行うことで、こどもの権利擁護を推進するという取組みとなっております。

以上のように、本日は、大阪市こども計画と、こどもの権利を保障する取組についてご紹介い
たしました。こども青少年局といたしましても、さまざまな施策を組み合わせながら、市全体で
一丸となって「こどもまんなか」の社会が実現できるよう努めてまいりますので、今後ともよろし
くお願いいたします。以上でございます。

乗井 会長

はい。ありがとうございました。ただいま、こども青少年局の企画課長から、大阪市こども計画の策定と、こどもの権利を保障する取組の推進についてということでご報告を受けました。ただいまの報告についてご質問がございましたらお願いしたいと思いますのですが、いかがでしょうか。はい。

三輪 委員

丁寧なご説明大変ありがとうございました。このこども計画、そして、こどもまんなか社会の実現は非常に素晴らしいことだと思いますし、大阪市の状況を考えますと、大阪府下の他の自治体と比べて、これに関し、市民意識として課題が多いこともつくづく認識しておりますので、ぜひ進めていただきたいと思っております。

その上でですが、3 ページ目の重視する 8 つの視点、どれもすごく重要だと思いますが、ここからは、ちょっと見えてきにくいことがあります。それはこの 8 つの視点を重要とする背後には、それぞれに克服しないといけない課題があって、これらの 8 つの視点が出てきていると思うのですが、では何を解決するのか、何を克服するのかという点が見えてこなくて、どれも全く異論はないものの、何をやればこれらが実現したと言えるのが、この計画から見えてこなくて、それに関しては、聞いていて、もどかしさを感じました。

一方で、外国籍のこどもについて言及されていて、そして、こどもの権利について言及されていることは、非常に素晴らしいと思って聞いておりました。例えば外国ルーツのお子さんに関しては、日本国籍のこどもと外国ルーツのお子さんを比べると、外国ルーツのお子さんは特別支援学級に入っている割合が有意に高いというデータを文科省は発表しております。こういうことを考えると、外国にルーツがあるお子さんが、日本社会でその能力を伸ばすための教育を受けられていないのではないかと考えざるをえない部分があります。ですので、ぜひその辺りも課題として、取り組んでいただきたいと思っております。

「こども・若者の声」なんですが、117 件の声を受け付けたとご報告してくださっていて、重要な取組だと思うのですが、どんな声だったか、内訳がもしわかっておられましたら教えていただきたいと思っています。

加えて、支援会議なんですが、こどもは 2 名ということで、全員が何名なのかということもありますが、感触としては少ないと思います。いろんな会議に女性が入るようになってきたときに言われたことですけれども、遠慮なく自分たちの意見が言える環境かどうかということが、こどもとカテゴライズされる方が入っていることの意義だと思うんですね。ですので、入られていることは素晴らしいと思うのですが、十分に自由に意見が言えて、そしてそれを聞いてもらえる環境かどうかということです。その観点からいうと、もう少し大胆な取組みをされていいんじゃないかと思っていて、たとえば夏休みのこども会議とかですね。国会でもこども議会ってやっていますが、そのように、こどもが自由に意見を言える場というのをもう少しプロアクティブといたしますか積極的な形で、支援会議にこどもを入れるということよりも、こどもが自由に意見を言っているんだよという場をつくられると、見えていなかったような意見がどんどん出てきて、本当にこどもまんなか社会ですね、これに向かって良い実践になるのかなと思いついておりました。ご参考になれば幸いです。

乗井 会長

はい。ありがとうございました。今、三輪委員から。あ、じゃあ。まとめてがいいですかね。じゃあ、佐藤委員。

佐藤 委員

すいません。佐藤です。これ読んで素晴らしいなと思うんですけど、大阪市は一体じゃあ何をやるんだっていうのが見えない。例えば、今、教員の働き方改革で、午後 5 時以降、家庭訪問をあんまりしないようにしろっていうと保護者に会う機会がどんどんなくなる。じゃあ保護者と会う教員を雇用して行って学校に加配するから、こども子育て安心して育てていきましょっていうふうにするのか。経費かけずにいいことはいっぱい書いておられるけど、例えば最後の一時保護のこどものこともそうですけど、一時保護してもらうまでが大変なんです。保護者の承諾とこどもの承諾がないと、一時保護できない。だけど、母子分離を前提にして、こどもの権利を守っていきこうとしていくんやったらいいなあと思いますけど、結果やっぱり保護者があかんって言うたら一時保護できませんよっていう現状が残るんであれば、書いてることが素晴らしいけど、本当にこどもの権利を守るっていう強い姿勢が見えないんです。その辺はどうなんでしょうか。

乗井 会長

はい。今、三輪委員と佐藤委員からご意見と、ご質問が両方あったと思うんですけど、お答えできる範囲でよろしくお願いします。

中村 こども青少年局企画課長

はい。様々なご意見ありがとうございます。ちょっと、全部網羅して答えられるか自信はないんですけど、今思っているところから順番にお答えできればと思っております。

三輪委員おっしゃいました、重視する視点の裏にある課題は、まさにおっしゃっていただいたとおりこれまでこども・子育て支援計画とかも含めまして、主に保護者、親に対して、焦点当てた施策をやってきてるのは事実かなと思います。ですので今後、国の方向も踏まえてこどもに着目した施策をしていかなければならないとなったときに、やはりそのこどもの意見って実際どうやって聞くんだったっていうのは、かなり難しい問題なのかなあと思っております。「こども・若者の声」の内訳なんですけれども、やはり小学生・中学生のお子さんの声であれば、学校に関することと、公園、遊び場に関することの意見が多いです。ただ、やはりこどもの保護者として、保護者さんからいただいている声のほうが数としてやっぱり多いです。学校に関することであれば、給食の量が多い少ないとかそういう話は、おそらくお子さんが答えているんだと思われるんですけども、保育所での保育料の話であったりとかそういうことであれば、こどもが答えているとは思にくいので、そういう意味でいきますと 117 件すべてが小学生・中学生から直接いただいたご意見でないというのは事実です。ですので、おっしゃいました、どういう形で、こどもの声、また外国籍の方も含めて当事者である方々の意見をどうやって聞いていくかというのは、課題として認識してるところでございますので、またいろいろ考えながら、そこは進めていこうかなと思っております。また、夏休みのこどもの声を聞くっていうことであれば、大阪市会では

こども市会ってのをやられておりますので、そのあたりのところも踏まえながら、我々としてなにができるかは考えていかないといけないかなと思っておるところです。

また、大阪市が何をするのかという次のご質問なんですけれども、ちょっとその前に、一時保護の話が出てまいりましたけれども、ちょっとそこは児童虐待のところは非常に難しいところではあります。私が直接担当ではないところがあるので、答えられることでお答えさせていただきますと、大阪市のこども相談センターもなかなか定員がいっぱいで、キャパシティをかなり超えている状態でした。ですので一時保護しなければならないのになかなかすることは、緊急的な一時保護は絶対するんですけども、そうじゃないところでの、いったん母子を分離して、それでうまくいくかどうかということを試すための一時保護もなかなかできにくかったところがございます。ただそれを、こども相談センターを増やすという取組みも進めておりまして、もう間もなく4館体制になるというところで進めておるところですので、そういうこともしながら冒頭申し上げましたこどもの視点でどうやって施策を打っていきけるかというのを中心に考えていかなければならないのかなとは思っているところがございます。答えになっているかわからないですけども、以上でございます。

乗井 会長

ありがとうございました。時間の関係もありますので、ただいまの委員からの意見とか質問を踏まえて、施策に反映させていただければと思います。

続きましてということで、報告の(2)の「大阪市多文化共生指針に基づく行動計画について」と、報告(3)の「第12回大阪市同和問題に関する有識者会議について」、続けて事務局よりご報告をお願いしたいと思います。

宮之前 多文化共生担当課長

すいません。市民局多文化共生担当課長の宮之前です。よろしくお願いいたします。

資料6をご覧ください。大阪市多文化共生指針に基づく行動計画について、ご説明させていただきます。まず大阪市の現状なんですけれども、右肩に資料6とあるページの下に折れ線グラフが見えるかと思います。真ん中あたりでへこんでるところがあるかと思いますが、これがちょうどコロナの時期になっております。で、そのコロナの時期を境にですね、左と右でこのカーブが急激に変わっているのを見て取れるかと思います。これ何かと申しますと、大阪市の外国人住民数の推移でございます。で、一番右端の数字がですね、2024年、令和6年12月末の数字で18.9万人となっております。その3ヶ月後の年度末には19.5万人まで増えているところです。上のほうですね、2行目真ん中あたりにこの令和6年12月末現在では、160の国と地域を出身とする方々が大阪にいるということで、この国と地域の定義なかなか難しいですが、参考となるものとして、国連加盟国があるかと思うんですが、193であることを考えますと、かなりの数の方々が大阪市内にお住まいになっていることがわかるかと思います。

2つ目なんですけれども、もう一つの特徴がですね、この10年前がですね、6割以上は韓国籍あるいは朝鮮籍の方だったんですけども、数、割合ともに減少傾向が進んでおりまして、現在は3分の1程度になっております。変わってですね、ベトナム、ネパール籍の方の増加が顕著で、ここ10年でいずれも20倍以上に増えているところがございます。

では、次のページをご覧くださいませでしょうか。大阪市では、「多文化共生指針」というものを作っております。令和2年12月に策定しております、目標としましては多文化共生社会の実現というのがございますが、それをめざしまして、4つの視点を踏まえて6つの基本的な方向性を示した指針となっております。この指針に基づく取組みを、行動計画として取りまとめしております。この行動計画でございますが、下の6つの基本的な方向性に基づいて、全所属で毎年更新しているところでございます。

次のページをご覧ください。この行動計画の説明なんですが、行動計画全体を説明することになりますと、毎年、PDCAを回して更新することになっておりまして、全所属でやっているものですから100ページを超えるものになります。ということで、またホームページで公表しておりますので、そちらをご覧くださいませたら幸いです。本日はですね、こちらの中から基本的な方向性ごとに整理しました「主な取組み」につきまして、基本的に各所属で継続的に実施できているものにつきましては、説明については省略をさせていただきます、主に新規取組みとして追加された取組みを中心に説明させていただきたいと思っております。

では、一番上ですね、「1 多様な言語・手段による情報提供、相談対応の充実」の主な取組みとしまして、「外国につながる市民への情報発信の充実」につきまして、行政情報の多言語化・やさしい日本語化による情報発信等を行っている他、市民局におきましては、株式会社 YOLO JAPAN さんとの事業連携協定による情報発信を行っており、加えまして、令和6年度より、この赤字のところですね、大阪市税にかかる猶予関係書類の多言語化、住之江区役所において町会加入促進チラシの多言語版をホームページ等に掲載する、それから令和7年度から新たに旭区役所において、「あさひファンフェスタ」などのチラシをですね、イベントのチラシを多言語化しているというようなことを行っております。

続きまして右側、「相談窓口の充実」につきまして、基本的に各所属におきまして、従前の取組みが継続されておきまして、窓口対応や、各種相談事業におきましては、多言語音声翻訳アプリや三者通話の活用による多言語対応などを行っており、加えて令和7年度、新たに全区役所に専用端末型の多言語翻訳ツールを配布いたしまして、局区間問わず必要な所属にアプリ型の多言語翻訳ツールの導入を進めておるところでございます。

続きまして、「窓口対応スキル及び多文化共生に関する知識の向上」につきましては、全所属を対象としまして、「やさしい日本語」研修の実施をしております。職員の知識、スキルの向上を図ることを目的に、全所属延べ200人の職員の参加のもとで、基礎・応用・書き換え演習編と、体系的なカリキュラムでの研修の実施をしたところでございます。

続きまして、「2 日本語教育の充実」でございます。「日本語学習の機会や場の充実」でありましたり、「日本語教育環境充実のための体制づくり」でありましたり、「地域活動への参加・参画につながる地域識字・日本語教室活動の実施」というところを行っておるんですが、新たに令和7年度から、外国につながる若者等に対し安心できる居場所となるような教室づくりを試行的に実施したところでございます。

次のページ、3番としまして「外国につながる児童生徒への支援の充実」といたしまして、「多文化共生教育の推進」、「母語・母文化の保障のための取組」であったり、「日本語指導などの学習支援の充実」であったり、「保護者・家庭への支援」、あるいは「中学校夜間学級」、こういったものを継続して、ここについては引き続き取組みを進めているところでございます。

続きまして次のページになります。4 としまして「災害に対する備えの推進」についてでございますが、「防災知識の普及・啓発」というところにつきまして、これまでの取組みを継続して実施しているとともに、浪速区と西淀川区におきまして、令和 6 年度から新たに多言語版の防災マップを活用しております。続きまして「災害時の情報提供の充実」、「災害時の支援体制の整備」につきましては、引き続き実施してまいるといところでございます。

次に 5 番としまして「健康で安心して生活できる環境づくり」についてでございますが、「公的年金・公的医療保険」、「福祉」、「保育」、「保健サービス・公衆衛生」、「医療・救急」、「住宅・就労」、「留学生への支援」、これらそれぞれの取組みについては引き続き実施しております。その中でですね、福祉の部分で特徴的な取組みといたしまして、西成区におきまして、多国籍の方が地域で共に暮らすことについて考える地域福祉フォーラムを開催いたしました。

次のページをご覧ください。6 番「多文化共生の地域づくり」についてでございますが、多文化共生についての市民理解の促進」としまして、旭区におきまして令和 7 年度ですね、多文化交流お助けガイド「何でも聞いてや！」を庁舎内に常時常設配架するとともにですね、旭区のホームページにも掲載をしております。また「生活ルールについての理解促進」につきまして、引き続き放置自転車であったり、ごみの分別のパンフレットの多言語化の取組みを実施しておりますし、また、「多文化共生のための啓発」としましても多文化共生の啓発でありましたり、「外国人コミュニティやボランティア団体等が活動しやすい環境づくり」につきましても、引き続き、市民セミナーや NPO 等とのネットワーク連携事業等を実施しております。また、「外国につながる市民が活躍できるまちづくり」におきましては、市民局におきまして、令和 5 年度から令和 6 年度にかけて、外国につながる市民と地域住民との相互理解、つながり・交流を生む取組みを進めまして、その際にですね、地域住民の方々が外国人住民の方々とどのようにすればうまく交流することができるかといったものも、ノウハウの蓄積を行いまして、他の地域でも汎用的に活用できるような基本的な取組み手法を取りまとめて、「多文化共生にかかるエリアプログラム支援事業」というのを実施しております。令和 7 年度以降はですね、4 つのモデル地域で行ったんですけども、それ以外の地域での横展開というものに取り組んでいるところでございます。で、「市政への参加」に関しましては、市民局におきまして先ほどのエリアプログラムに先立ちまして、有識者からの意見聴取を行いましたほか、エリアプログラムの中でもヒアリングやアンケート調査の実施をしております。「公務員への採用」ですが、引き続き外国籍の方々への受験機会の周知の充実を図るため、採用試験の実施に際しましてやさしい日本語を活用して外国籍の方の受験が可能な旨を、採用案内ホームページに活用しております。以上が行動計画の説明となります。

次のページを見ていただけますでしょうか。先ほど出てまいりました、市民局で執り行いました「多文化共生にかかるエリアプログラム支援事業」なんですけれども、4 つの地域、ここに二次元コードが出てるんですが、港区、浪速区、生野区だけ 2 つになってますが、生野区と西成区、この 4 つのモデル地域で取組みを実施してまいりました。例えば、真ん中に外国人住民の方、こども神輿なんですけども、このこども神輿の上に乗っているこどもさんが、これまで日本人のお子さんだけだったところですね、理由をお聞きしたら学校を通じてチラシを配架してるそうなんですけれども、それが日本語のチラシだったんですね。お神輿に乗るので大変危険ですから、保護者の方も同伴でないと許可が出ないんですけれども、これを多言語で作らせていただけないかということで、多言語で作らせていただきまして、今回は中国人のお子さんとナイジェリア人

のお子さんがお神輿に乗りまして、学校の先生にも喜んでいただけたと。神輿を担いでいる人もですね、近くの企業の方が参加されまして、そこの方がですね、技能実習生のインドネシアの方を連れてこられて、もともと住んでいるスペイン人であるとか、多国籍でお神輿を担ぐというような、ちょっと珍しい取組みもございます。こういったですね、普段やってる取組みにどういふふうにご多文化共生を進めていけばいいのかっていうので、ちょっとした工夫で交流を持てるよというような、そういうノウハウを取りまとめたものを、動画として取りまとめているのが、この二次元コードになっておりますので、またお時間がある時に見ていただければと思います。

次のページを見ていただければ、これも How to 小冊子という形で取りまとめたですね、地域に配架させていただきまして、ご説明を今しているところで、ほぼ全区役所回れたんですけども、あと 7 月に 3 区役所残っているところがございます。また次のページですね、こちらすべて含めまして、大阪市多文化共生のまちづくりという形で、ホームページに掲載しておりますので、先ほどご紹介しましたエリアプログラムの取組みを含めましてぜひご覧いただければ幸いです。説明は以上でございます。

市田 共生社会づくり支援担当課長代理

市民局共生社会づくり支援担当課長代理の市田でございます。私の方から引き続きまして、第 12 回大阪市同和問題に関する有識者会議についてご報告をいたします。着座にて失礼いたします。

それでは、資料 7-1 をご覧ください。本有識者会議は、同和問題(部落差別)における現代的な課題の解決に向け、本市の状況に応じた課題などについて、同和問題に精通する方や有識者の方からご意見をお聞きすることを目的として開催しております。今回の有識者会議は、「職員人権研修の充実・強化について」を議題に、書面開催にて本年 4 月 28 日から 5 月 15 日の間に意見聴取を行いました。今回の意見聴取者につきましては本有識者会議のメンバーということで、資料 3 に記載の 9 名の皆様でございます。本日は各メンバーからいただきましたご意見についてご報告いたします。

それではまず、議題「職員人権研修の充実・強化について」でございます。議題「職員人権研修の充実・強化について」では、本審議会においていただきましたご意見を踏まえまして、本市において研修内容の見直し、改善を図った点および本年令和 7 年度以降の研修の取組みについて、取りまとめた資料 7-2 をもとに、ご意見をいただきました。いただきましたご意見につきましては、事務局の側で内容別に「研修内容について」、「職員の人権意識の把握について」、「研修全般について」の 3 つに分類いたしております。

まず、「研修内容について」といたしましては、主に次のようなご意見をいただきました。「全職員向け研修に、部落問題に関する内容を組み込み、地域の事情に精通した方や当事者と直接対話する機会を設けていただきたい」、「区役所などにおいて、フィールドワークを行っているので、局内でも部落問題に関する人権研修やフィールドワークを企画・実施すべき」、「差別をしないようにする研修から、周囲が差別を許さない環境をつくるために、具体的な差別事例(マイクロアグレッションを含む)に遭遇した場合にどうするのか、考える研修に見直しを進めることが必要」、「アクティブ・バイスタンダーになれる研修の早期導入を各種研修場面で求められる」、「行動変容をテーマとした参加型学習(職場で事象があったときの行動に関する研修、アクティブ・バイス

タンダーになる研修など)や差別を作らない環境づくりの研修などは、受講者の職場づくりのヒントになるものを提供することを通じて、人権を学ぶことの大切さやメリットを感じるものになればよい」、「人権の基礎的な概念等の学びも人権を学ぶことの大切さやメリットを感じられるものになるとよい」、「具体的な事例をとおして、差別事象に居合わせた時に「アクティブ・バイスタンダー」になれる研修がひとつのキーポイントで、それには職場でのハラスメント防止策や対応策が参考になるかもしれない。研修単体で考えるのではなく、組織的な対応体制づくり等と有機的に関係づけていくことも重要」、「有識者会議で(以前)出た「当事者と向き合う」「フィールドワーク型の研修」「差別事象においてアクティブ・バイスタンダーになれる」など、具体的な意見は今後の取組みに生かさないのか」、それから「e-ラーニングには効果はない。対面で話を聴いたり考えたり、現地に赴いて人と出会うなどの研修が実施されるべき」。特に、e-ラーニングに関しては、複数のメンバーの方から、効果についてはちょっと疑問であるというご意見をいただいております。それから、自ら学ぶ姿勢や必要性を理解できるよう工夫・改善に取り組んでいる点、身近な課題として認識できるように改善を図ろうとしている点について、人権研修の内実を充実させることで、職員の人権意識の向上を図ろうとする姿勢を表すものとして評価したい」というご意見をいただいております。

続きまして、「職員の人権意識の把握」といたしまして、主に次のようなご意見をいただきました。「全職員の意識調査を行ったうえで、専門家を交えて研修の中身を検討するべき」、「他自治体で行われている意識調査の事例や専門家の意見も参考にしながら、職員の人権意識を的確に把握できる質問項目を設定すること」、「研修は職員の人権課題への認識状況を踏まえての対応が求められ、行政の課題からのテーマと、職員が必要としている研修課題の両面からのアプローチが重要で、職員意識調査を、他の自治体の事例を参考に実施すべき。その中には、どのようなテーマの研修を受けたいかのニーズ把握も必要である」、「これまでの人権研修とその改善の試みが、人権研修受講者にどのように経験されているのかについての把握は、十分なされているとは言い難いのではないか」、「人権研修を実質化するためには、職員の人権意識、差別問題認識について実態を把握することが必要で、自由に語ってもらうインタビュー調査など質的な方法が適しているかもしれない」、「実態把握を継続的に実施し、人権研修の内容やあり方の改善に繋げていくことが、人権研修の実質化には必要」、「大阪市職員の意識にどのような課題があるのか、分からないのに研修は組めない。まずは職員の意識を把握して、問題点を明らかにする必要がある」。

3点目、「研修全般について」といたしまして、次のご意見をいただいております。「新たな内容は「職員人権研修の充実・強化」のすべてなのか。大阪市は部落差別を克服する主体者たる市職員を養成しようとしているのか、疑問」である、「人権侵害を二度と起こさないためには、令和6年度に実施された見直しと改善による成果の検証が必要不可欠」である。

議題の他、有識者会議の運営方法などに関しまして、有識者会議での意見の施策への反映、それから開催の手法、大阪港湾局で起きました職員による差別発言事象、それから有識者会議の位置付け、並びに開催スケジュール、それと市民意識調査、アンケートについてご意見をいただいております。大阪市同和問題に関する有識者会議に関する報告につきましては以上でございます。よろしくお願いいたします。

乗井 会長

はい。ありがとうございました。ただいま、大阪市多文化共生指針に基づく行動計画についてのご報告と、それから第12回大阪市同和問題に関する有識者会議についてご報告をいただきました。ただいまの事務局からの報告について、ご質問ご意見がございましたらお願いします。どの議題についてのご発言かをあらかじめ明確にして、ご発言をお願いしたいと思います。いかがでしょうか。

はい。三輪委員、どうぞ。

三輪 委員

何度もすみません。同和問題に関する有識者会議にも参加している関係で、少し補足をさせていただきたいと思います。ご丁寧にご説明くださいませ大変ありがとうございました。

職員人権研修の充実・強化ですが、これが出てきた背景には、実際の差別事件というのがございます。実は何年か前にも、差別事件が発生しておりまして、二度と起こさないという決意を示したにもかかわらず、昨年度起きたという背景を踏まえて、それを何とかすべきだということで、同和問題に関する有識者会議では話し合っただけでまいりました。昨年度起きた事件というのは本当にひどい事件です。どうしてそうなったのかということについてはいろいろな意見があるみたいですが、週刊誌やNHKでも報道されている事例です。

ですので、もう二度とそういうことを起こさないために、有識者会議の多くのメンバーからは全職員に対する意識調査をしてくれという要望が出ておりました。一方で、なかなかそれについてはそんなに肯定的ではないという姿勢もありまして、そこは研修へのアンケート調査で探れないかというご意見もあります。今出てきているアンケート案というのは、ある意味答えが想定できるようなアンケート案といえますか、この質問にはこう答えるのがベストだよねとってしまうような、そういうアンケート調査であったりしますので、それについてはかなり強い意見がこの会議のメンバーからは示されてきたところなんです。つまりそれでは意識調査とは言えないんじゃないかということです。加えて、e-ラーニングについても先ほどもご紹介いただきましたが、強い意見がありました。組織の長の姿勢についても言及されていますが、市長はこの間の問題に対し、差別意識がある職員は大阪市にはいないと非常にはっきりしたスタンスを明言されてきています。

ですので、このスタンスを具体化してもらうことが重要であり、そのためにも今日この場でご報告してくださったのは非常にありがたいです。なぜならば、同和問題に関する有識者会議というのは条例に基づいた会議ではないんですね。ですから、あまり権限はございません。一方こちらは条例に基づいている審議会です。ですので、有識者会議からの意見も是非とも踏まえていただいて、二度とこういう差別事象が起きないための取組みというのを市の皆さんには考えていただきたいですし、審議会の皆さんにも是非ともその方向をきっちり見守るといいますか、確保するといえますか、そういう形で考えていただきたいと思っております。以上です。

乗井 会長

はい。ありがとうございました。他にご意見いかがでしょう。今日せっかくご出席されておられるので、一言でも何か。

はい。どうぞ。永井委員。

永井 広幸 委員

はい。永井です。よろしくお願いします。

一点、多文化共生社会ということで、様々こういったふわっと明るい形で多文化共生というのを紹介されますけども、ここには載ってないけど、多分中国人の方々がですね、数年前から、比較的ベトナム、ネパールの方々以上にですね、この日本に定住している。特にこの大阪市に民泊が多い、特区になってることで民泊が多くて、特に西成区なんかはほとんどもう民泊は中国人が占めているというようなところがあってですね、それを踏まえた上で、この多文化共生っていうのは今後どういうふうにその中国人の皆さんとともに、定住されている、民泊をされてるそういう経営をされてる、実際日本にはおられないかもわからないけども、そういう方々と一緒にどういうふうな共生をしていくのかっていうのは今後課題になってると思うんですね。今、政治的にも国のほうでも、この民泊特区であるとか、様々なところで問題になってるところはあります。大阪市がこの多文化共生社会というのをこれからどんどんどんどんと外国人の方がこの大阪に多くなっていくのにつれて、途中でやめるという計画はないでしょうから、進めていくにあたってどういうふうに共生をしていかれるのかってのは、少し教えていただければというふうに思います。

乗井 会長

何かご回答ありますか。

宮之前 多文化共生担当課長

すいません。ありがとうございます。

民泊につきましては、担当が別部局にあるんですけども、そちらの方で苦情処理なんかもきちんと対応しているところでございまして、いろいろ確かに問題点ございまして、そちらの担当で対応しているところではございます。委員ご指摘のとおりですね、国の政策が、このような労働者が不足しているというところに端を発して外国人労働者を受け入れるという方向に舵を切っているというところから、今後も増え続けるという傾向は変わらないのではないかと考えております。我々市民局が、普段地域に直接入ることってあまりないんですけども、昨年、一昨年と市民局が地域に入って直接当事者の方のお話を聞かせていただいた印象であったりですね、あるいは有識者からのご意見をお聞きする中で感じることでしましては、日本人でもそうなんでしょうけども、ほとんどの方がですね、きちんとルールを知っていればちゃんと守る方々であるということが感じたところでございます。一部ですね、確かにルールを守らない方というのがいらっしゃると思いますので、そういう方に関してはきちんと市としてもですね、大阪市のルール、あるいは日本のルールがこうだということっていうのは示していかなばならないと考えております。理想としましては、それは皆さん全員仲良くということではあるんですけども、当然のことながらそういう一部のルールを守らない方、ここばかりがちょっとクローズアップされてる感がございますので、そういう方に関してはちゃんとルールを守ってくれというふうに言った上でですね、その上で皆さん今後この流れっていうのは変わらないんでしょうから、その中でどのように

共存していくのか、どのようにうまくつき合っていくのかということ、市だけではなく、市民の皆様と一緒に考えていけたらと考えておるところでございます。

堀田 ダイバーシティ推進室長

少々補足させていただきます。室長の堀田でございます。永井委員ありがとうございました。

今、委員ご指摘の通り、実は国のほうでは割と特定技能で、それで家族帯同っていった例が挙がっているんですけども、実はここには書いてございませんが経営管理という資格を取って、それで日本に来る、その経営管理の資格が何かというと、いわゆる宿泊業、民泊をやるために来る、その時に家族も連れてくるとそういったケースが実際あるということは聞いております。事業者としての日本で働く上での責務、きちりとルールを守るところについて、外国人であろうと日本人であろうと同じなんですけれども、そういったところはまた民泊のほうの担当にきちりと情報を共有するとともに、外国人ならば特にそこについてはきちりとやっていただくといったところについては、委員からのご指摘だと思いますので伝えてまいりたいと思います。

で、一時的に日本に住むということで帰るというわけではなく、長く住もうと思って家族を連れて来られているんだと思うんです。となると、来られている方も日本でトラブルを起こしたいと思っているわけではおそくないだろうと思って、できるだけ地域コミュニティの中にも入っていただく、大阪によその地方から来られた方でも、大阪いいなあと思って住んでおられる方に長く住んでいただきたい、それと同じような考え方で、地域の中でも、地域の方々もそういったところも、少し目を配っていただくきっかけになればいいかなと思って、こういった事業もしているところでございます。引き続きトラブルとかそういったところの確執については、きちりと対応したいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

乗井 会長

よろしいですか。

永井 広幸 委員

はい。これを進めていく中で先ほど言われたように民泊をされる側になると、定住権が、少し永住権が延長されるということもあって、帯同される方も多くなってきて、現場のところでは少しざわついてる地域もやっぱり実際にあるわけで、それで大阪市として多文化共生というのを進めていくのであれば、うまいことバランスを取っていかなければ難しいなということがあったので、そのことを少し指摘させていただきました。以上です。

乗井 会長

他に委員の皆様、ご意見いかがでしょうか。もうそろそろ終わりに近くなっているので何か一言、言っておきたいなということも含めて、いかがでしょうか。

はい。永井委員どうぞ。

永井 均 委員

今の議題の流れじゃなくてもいいですか。

乗井 会長

もうそろそろまとめに入ってるのでいいかと思います。

永井 均 委員

そしたら。はい。すみません。永井です。今日のこの会議の中で、僕が何を言えるのだろうかなくていうのをずっと考えていたんですけども、なかなか伝えられることがなくて、ただ最後にやっぱり私は LGBT の当事者として参加させていただいていますので、お伝えできることは 2 点かなと思ってお伝えさせていただきます。

まず一点目は、こどもまんなかの事業の中で、やはりどうしても家庭というのが出てくると思うんですが、大阪府、大阪市は同性パートナーについてもきちんと認めています。ということは、もう家庭という定義ももう今の世の中では、昔はサザエさんのような家庭が家庭であり、少し下がれば核家族ということになって、でも今はもう核家族でもないシングルであったり、同性パートナーであったり、外国の方たちであったり、そういうたくさんの家庭がやっぱりあるってということで、その家庭っていう考え方もちょっと今の社会に合わせたとらえ方をして欲しいというのが一つです。

もう一つは、アンケートの中の LGBT に関するところですけども、LGBT に関してやはりこの 5 年間でかなり変わってきていると思うんですね。LGBT の人権って考えたことがありますかとか、LGBT の人って知ってますかっていうそんな時代でもなくなってきているように思うんです。例えば、同性婚の裁判は、もういわゆる高裁ではすべて違憲判決であったり違憲状態だっていうようなことになってますし、そうなるって先ほどの家庭の問題とも関係しますが、同性婚の方々の家庭っていうのも出てくる可能性があるわけですね。あとこの 5 年間のの中では、各地域でいわゆるパレードっていうのは全国的に行われています。昔は東京や大阪といった大都市圏だけでしたけども、今はいわゆる地方でもたくさん行われています。そういうこともやっぱり社会的な背景としては知っておいていただきたい。

それと、前回も申し上げましたけども、その SNS の中でトランスジェンダーの方へのバッシング、これもやっぱり非常に目に余るものがありますから、そういったこともあるっていうことを今改めてお伝えさせていただければなど、特にご意見等を求めるものではありませんが、知っておいて欲しいというふうに思います。以上です。

乗井 会長

はい。ありがとうございました。もうお一方、お二方、もう時間も迫っておりますけれども、せっかくご出席されておられるので、報告 2、報告 3 に限らず、今日の全体について。

高 人権企画課長代理

乗井会長。澤田委員が挙手されております。

乗井 会長

はい。すみません。澤田委員どうぞ。気づきませんでした。どうぞ。

澤田 会長代理

澤田です。今のご発言も受けてなんですけれども、私自身はヘイトスピーチの問題というのにすごく関心を持っておりまして、SNS 上のトランスヘイトの問題もとても深刻ですし、今参議院議員の選挙にあたって非常に外国人に対するヘイトスピーチというのがいろんなところで聞かれる、特に大阪でもこの問題はちょうどホームページのほうにも掲載されてるのを見ましたけれども、深刻な状況ではないかと思っております。なので先ほど中国人の方で、新しく民泊等で経営管理っていう形で来られる方がいるという、こういった問題も実際にあるんですけれども、これまで住んでこられている在日の方や、それから新しく来られている技能実習の方とか、それから難民の方なんかもおられるわけなんですけれども、そういった人たちが出かけるのもすごく不安を感じる、そういったヘイトスピーチにあう、街中でもそうですけれども SNS 上でのそういう発言というものもですね、非常に不安に思っておられるということをよく聞いております。

ちょっと質問ではないんですが一つの意見としまして、多文化共生指針行動計画のところではですね、健康で安心して生活できる環境づくりで、特に言葉の部分での情報の確保ですね、多言語での相談であったりとか、こういったところにはかなり力を入れているということなんですけれども、医療費の問題としまして、基本的には皆さん健康保険に入ることを推奨していて、3 ヶ月以上の在留資格がある場合には医療保険ですね、公的な保険に入ってくださいということで推進してるんですけれども、現実には技能実習の方でも急に雇用を切られてしまったりとか、妊娠とかを理由に解雇されたりとかですね、結構不当な解雇も多い状況の中で、実際に保険がなくて医療にかからないといけない方たちが大阪市の病院でもですね、医療点数 1 点に対して日本人の 2 倍の点数でですね、請求をすると。要は無保険の状態ですらに 2 倍の自己負担を求められるということが非常に深刻な問題として NPO とか NGO が支援している状況になっておりますので、こういった問題については言語だけではなく、なんていう制度的な問題だと思っておりますので、大阪市としてどういうふうにするか、病院のほうとかにアプローチをしていくのか、例えばそういうところに補助を出すみたいなのがあるのかとかですね、このあたりについてはちょっと関心を持っておりましたので、ぜひ、ここですぐ回答ということではないんですけれども、検討いただきたいなというふうに思っております。すいません。以上になります。

乗井 会長

はい。ありがとうございました。他の委員、大丈夫でしょうか。いいですか。時間がもうちょっとなんですけど、ちょっとでしたら。はい。

廣岡 委員

はい。すいません。2 点です。

一点は多文化共生のところなんですけれども、日本語教室の話どっかにあったんですけれども、ボランティアでっていうふうなことで、これまでもやってきていると思いますけれども、そういったボランティアも貴重だと思いますけれども、他のところでもいろいろやっぱり予算かかるとご意見あったと思います。で、目標というところではわかるわけでこういった取組み必要ですけ

れども、それをきちんと持続可能にしていくためには、日本語教室にしろ何にしろ、一定の予算措置が必要だろうというふうに思った次第です。それが一点です。

もう一点、今日の発言の冒頭でもちょっと触れたので重なるかもしれませんが、同和問題に関する有識者会議のことで、どうしても言わせっぱなしで放置されてるんじゃないかという不安をこの有識者会議の意見要旨からも感じますし、なので、先ほど三輪委員からもご発言あったように、やっぱりここできちんとその経過報告といえますか、どういう研修をやることになったのかとか、その効果についてどういうふうに市役所のほうで整理をして、次の課題は何なのかっていうふうなことを継続的に出していただく必要があると思います。以上です。

乗井 会長

はい。ありがとうございました。皆さんから非常に積極的なご意見をいただいてよかったと思います。

多文化共生の問題に関しては、まさに外国人の問題はこれから共生していこうっていう課題もすごく大きくて、またこれからも人権と人権のぶつかり合う場面も多いのかなあと。本日の資料を読んでまして、大阪市の外国人住民が増えているっていうふうに何か他人事のように書いてあったのが私は気になりまして、政府の政策として経済の活性化とか、人材の確保ということで増やしてるという面があるわけですから、そこを積極的、自発的な意味でですかね、とらえてこれから起こるであろういろんな課題とかを、市民全体を通じてやっていかなきゃいけないなっていうふうにこれからの人権課題として特に思っております。

本日、本当にいろんな方からご意見いただいて本当にありがたいと思っております。これからの人権施策の推進のために、ぜひ十分に反映、活用していただけたらと思っております。委員の皆様、どうもお疲れ様でした。それでは進行を事務局のほうにお返しをしたいと思います。よろしくをお願いします。

堀田 ダイバーシティ推進室長

ありがとうございました。時間となっておりますので、ごく短く、コメントというと非常におこがましいんですけども、させていただきます。

短い時間でございましたけど非常に濃密なご意見いただきまして、ありがとうございました。特に調査に関しまして、様々なご意見ちょうだいいたしました。目的を持ってやるっていうことですか、やはり実際回収率が低くて、バイアスがかかっているような回答になる、あるいはその回答自体が、これ職員研修のところでのアンケートでもおっしゃっていただきましたけれども、あるべき回答といったことを誘導するようなことになっていないのか、そういったこともきっちりと考えた上で、どのような施策に生かしていくのか、そういった調査設計も含めて、また有識者との意見交換をしながら、調査を進めてまいりたいと思っております。

また、職員研修につきましては本年度まだ始まったところでございます。これまでこちらの審議会、また有識者会議からいただいたご意見を反映して、よりよいものにしていくとともに、また職員からのアンケート、それからどういったところについて課題があるのかということも把握しながら進めてまいりたいと思っております。e-ラーニングという形はとりますけれども、実は昔は e-ラーニングはもう本当にパワーポイントのスライド読んでくださいみたいな、そういった

形でやっていたときもございますけれども、去年からは実際は講義形式ではありませんけれども、セルフワークのような形の時間もとって、自分に内省する時間をとりながら、構成してまいりました。まだ今年の研修講師あるいは研修カリキュラム、きっちりと決まっておりませんが、また次回の審議会のときにある程度進んでいるものにつきましては報告させていただきますので、ご意見等も賜ればと思っております。

本日は長時間ありがとうございました。今後ともよろしくお願いいたします。

永田 人権企画課担当係長

では、以上をもちまして、第 51 回大阪市人権施策推進審議会を閉会とさせていただきます。皆様、ありがとうございました。